

平成 20 年 7 月 14 日  
健康福祉事業本部  
福祉部高齢社会対策課

## 前回検討課題（テーマ）

### 「高齢期の住まい」について（確認）

※第 2 回～第 5 回懇談会までに出た委員意見のまとめ

#### （総論）

練馬区高齢者基礎調査（平成 19 年 12 月実施）によると、「自身が要介護状態になったときに、自宅で暮らしたい」と回答する割合は約 6 割と、多くの方が、住みなれた自宅等での生活を望んでいる事がわかる。

しかし、約 8 割が住宅改修等が可能な持家に住んでいるという傾向にも関わらず、「住宅改修等の住まいの工夫」について質問すると、あまり進んでいないことが伺える。

高齢期に入ると、心身状況や家族構成に変化が生じるため、安全・快適に暮らせる「住まいづくり」は重要である。「持家」・「公営住宅」・「民間賃貸住宅」といった住居の種類のほか、家族構成や経済的余裕など条件は様々だが、適切な情報提供は、あらゆる高齢者に対し必要である。かつ、実際の必要性が生じる前に、住まいづくりへの意識を持つてのような啓発であることが望ましい。

実際の行動に移すためには、相談窓口等も必要になる。高齢期の住まいを総合的に取り扱える専門性の高い体制づくりを図るべきである。

また、住まいづくりは、住居の内だけの問題に留めず、暮らしを営むまち全体の問題ととらえ、バリアフリー等のハード環境を整備することが必要である。同時に、ソフト環境として、住まい周辺の地域住民同士のつながりも重要なものであり、「地域の支え合い」への支援が求められている。

喫緊の課題として、「ひとりぐらし」「高齢者のみの世帯」が住まいを確保できない場合への支援がある。これは、今後の高齢化率の激増に伴い、高齢期の中心的な課題となるものである。

支援の方向性としては、「低収入」や「心身状況の変化」といった、住まい確保に支障をきたす要因を考え、高齢者が円滑に住宅を確保できる仕組みづくりを図っていくべきである。

#### （各論）

##### 1 高齢期にふさわしい住まいづくりの促進

###### （1）わかりやすい情報提供

- ① 高齢者の住宅は性質・目的別に多様化されているため、名称も紛らわしい。わかりやすく分類・説明する手引き等が必要だ。

② 元気 ⇔ 特定 ⇔ 要支援・要介護という心身状況の変化は、個人にとっては連続的なものであり、変化に併せて次々と住み替えるのは非現実的だ。今の住まいに住み続けられる方法と一緒に考える必要がある。

③ 同時に、高齢者優良賃貸住宅や有料老人ホームといった、これまでの自宅以外も含めた多様な住まい方の情報提供も重要だ。

#### (2) 早期からの啓発

住まいはそう簡単には変えられないのが現実である。また、今現在元気なため、公営・民営どちらであっても、「高齢者～～」と高齢者を意識させる名称の住宅については関心を持っていない方が多い。

そのような状況で、「住まいづくり」への普及を高めるには、これから高齢期を迎える年代へも早期から、積極的に啓発し、住まいづくりに対する意識を変える働きかけをすべきである。

#### (3) 高齢期の住まいに関する総合的な取扱体制

認知症の高齢者の増加等から、リフォーム等の際に、総合的な相談・支援を扱える体制を必要とする方は増えていく。所管同士・関係機関との連携を進めていくべきだ。

## 2 地域の環境整備の促進

#### (1) ハードの整備

① 安全性・快適性は、外出したときの環境にも同様に求められる。段差・歩道など、高齢者が気軽に出かけられるよう配慮して整備を進めるべきだ。

② 区立・民間いずれの施設も、コミュニティ活動に利用される場は、高齢者にとって使いやすいものであるよう整備を進めるべきだ。

#### (2) ソフトの整備

① 地域で行われている「見守り」などの取り組みと連携し、地域住民同士の支え合い体制が促進されるよう支援すべきだ。

② 集合住宅や、町会等の地域コミュニティが不活発など、住民同士の関係が自然と深まりにくい雰囲気の地域へは、区も「地域包括支援センター」を中心とし、積極的にコーディネート役としての働きを行うべきだ。

## 3 ひとり暮らし高齢者等の住まい困窮への支援

#### (1) 課題対応の体制づくり

高齢者人口に占める、ひとり暮らし高齢者の割合は現在約16%だが、今後ますます増加する見込みである。高齢期の住まい・ひとり暮らし高齢者の「孤立化防止」への支援にまたがる中心的な課題として認識すべきだ。

#### (2) 高齢者への情報提供と支援

「低収入」、「賃貸住宅在住」といった条件と深い関連がある。低収入の方が入りやすい賃貸住宅の周知や、入居支援を検討すべきだ。

#### (3) 貸主への支援

賃貸住宅の貸主にとっては、「火の始末への不安」、「孤独死」などの、入居拒否の事由となるリスク要因軽減の方法を、積極的に周知すべきだ。